

単価契約仕様書

環境政策局 生活環境美化センター
(担当：田中、渡邊075-662-6023)

件 名	(単価契約) 白灯油の購入
契 約 期 間	令和8年10月1日から令和8年12月31日まで
契 約 条 件	1 給油量 本市が指示する数量（予定数量108リットル）をポリタンクに給油すること。 なお、1回あたりの給油量は36リットルを目安とし、本市が給油依頼の連絡をしてから2日以内に給油すること。 2 対象場所及び給油時間帯 (1) 対象場所 京都市南区西九条森本町 37 生活環境美化センター（分室） (2) 給油時間帯（閉庁日（土曜日、日曜日）を除く） 午前の時間帯：9時から10時の間 午後の時間帯：3時30分から4時30分の間 3 支払方法 (1) 各月の月末締めで、当該月の納入量の合計に単価を掛けた額を支払うものとする。受託者は見積書、納品書、請求書を作成し、生活環境美化センター管理係へ提出すること。 (2) 請求書の様式については、記載漏れ等を防ぐため、本市の請求書標準様式を使用すること。 なお、記載事項が揃っていれば受託者の様式でも可とする。 (3) 請求書受領後30日以内に支払うものとする。 4 その他 (1) ポリタンクへの給油のみで、その他の業務を含まない。 (2) 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても本市は何ら補償しない。 (3) 見積単価は、契約期間内の単価契約とし、見積書には1リットルあたりの金額（税抜き・税込み）を記載すること。 (4) 本仕様書に定めのない細部事項、または疑義が生じた場合はその都度、本市と協議を行うこと。